

徳島県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
小川谷土地改良区

- 二 就任役員

役 員 名	氏 名	住 所
理 事	住 友 登 城 彦	阿波市市場町香美字西原二三一―一 p o r t ― r e u s e D 一〇三号